平成２１年（フ）第８６８９号
大阪府八尾市宮町４丁目１番３号本沢マンション205号、開始決定時の住所大阪府八尾市楠根町１丁目22番地の７
破産者　松永　和喜
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目６番22号
破産者　吉岡宏文こと　溝部　宏文
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３８号
大阪府茨木市寺田町２番29号の９
破産者　山下　静男
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０３号
大阪市中央区上本町西４丁目１番12―804号
破産者　井上　弘治
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３６号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番１―1307号
破産者　岸本製作所こと　岸本　恭明
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４５号
大阪市北区中津２丁目８番Ｄ―1121号
破産者　肥塚　匡夫
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７０号
大阪市西淀川区佃３丁目２番27号　ブライトンテラス千船308号室
破産者　渡部　　敦
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８２号
堺市南区高倉台３丁12番２号
破産者　祇園　惠司
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０２号
大阪市中央区安堂寺町２―１―14　宮崎ビル403号室、住民票上の住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目27番35号
破産者　阪本　　仁
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０７号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―1011号
破産者　木本　早苗
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４５号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目18番15号
破産者　川満フロアーこと　川満　早喜
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６号
大阪府河内長野市清見台１丁目23番16号、前住所大阪府河内長野市末広町５番44号
破産者　吉岡　　実
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県嘉麻市山野1110番地、住民票上の住所福岡県飯塚市西町２番52号
破産者　嶋田　一美
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４９０号
福岡県うきは市浮羽町東隈上551番地６
破産者　堤　　美枝
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７３４号
札幌市西区琴似２条６丁目１番10―1306号
破産者　西原甲子男
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡26番地の９
破産者　及川　功一
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
福島県いわき市小島町２丁目７番地の２　メゾンアイユウⅡ205、前住所福島県いわき市平神谷作字細谷58番地の９
破産者　山内　良子（旧姓中野）
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１７０号
茨城県鹿嶋市下塙1157番地
破産者　迫田　　泉
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２９８４号
横浜市鶴見区梶山２丁目31番30―１、登録原票記載事項証明書上の住所横浜市鶴見区矢向３丁目33番11号　グリーンハウス101
破産者　山本敬子こと　薛　　和子（旧氏名杉山和子）
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部